

## 東部コミュニティセンター共有スペース備品購入仕様書

### 1. 業務の内容

東部コミュニティセンター共有スペース備品購入

### 2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日までの間

※建設中のため、竣工後の納入とする。なお、竣工予定は令和8年2月28日。

### 3. 提案上限額

6,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）

### 4. 業務の概要

#### （1）本事業の目的

東部コミュニティセンター整備事業に伴い、1階フリースペース等の共有スペースに設置する備品を調達するにあたり、地域の交流拠点としてふさわしいイメージを持つ備品の導入を図るとともに、「空間デザイン」「施設利用者にとって快適で使いやすい備品」「低価格かつ品質の確保」を実現できる最適な備品の提案を求め、公募型プロポーザル方式により選考する。

#### （2）搬入・設置場所

播磨町古宮3丁目243-12 東部コミュニティセンター（建設中）

#### （3）業務範囲

- ① 備品の運送・搬入一式
- ② 備品の施工組立・設置一式
- ③ 調整一式
- ④ 養生・清掃一式

※見積金額には上記のすべてに要する費用を含めること。

### 5. 施設概要（本件調達に関する部分のみ：面積等は平面図参照のこと）

#### （1）エントランスホール

- ① 施設の玄関口として、立ち寄りやすい雰囲気とし、施設利用者が待ち合わせ等に利用しやすい空間をコンセプトとすること。
- ② 飲食可能とするため、備品に汚損等が発生した場合のメンテナンス性に配慮すること。
- ③ 施設利用者の通行に支障が生じないように配慮すること。

## (2) フリースペース

- ① 地域住民や町来訪者が気軽に立ち寄ることができ、くつろぎながら交流できる空間をコンセプトとすること。
- ② エントランスホールについては、施設利用者が待ち合わせ等に利用しやすい空間とすること。
- ③ 安全に利用することができ、再度訪問したいと思える空間とすること。
- ④ 飲食可能とするため、備品に汚損等が発生した場合のメンテナンス性に配慮すること。
- ⑤ 通常時は交流に主眼を置きつつ、イベント等の際には備品のレイアウト変更等が容易に行えるよう配慮すること。

## (3) 児童・図書コーナー

- ① 子どもの利用に主眼を置き、安全かつ楽しく利用できる空間をコンセプトとすること。
- ② プレイマット等の子どもが安全かつ自由に遊べる施設を備えるとともに、保護者が共に遊ぶことや、安心して見守ることができる空間とすること。
- ③ 主として子どもが利用するため、備品の安全性及び汚損等が発生した場合のメンテナンス性について特に配慮すること。
- ④ 参考図面記載のとおり、造作棚を書架とするため、本件において書架の追加は想定していないことに留意すること。

## (4) 屋外交流スペース

- ① イメージパースを踏まえ、交流のみならず地域活性化の拠点としてイベントにも活用できる空間をコンセプトとすること。
- ② 飲食可能とするため、備品に汚損等が発生した場合のメンテナンス性に配慮すること。
- ③ 通常時は交流に主眼を置きつつ、イベント等の際には備品のレイアウト変更等が容易に行えるよう配慮すること。
- ④ 屋外であることから、突風等の発生時に、備品の飛散等で周囲に危険が生じないように配慮すること。また、耐候性にも配慮すること。
- ⑤ 植栽の位置は参考図面記載のとおりであり、本件において植栽の追加は想定していないことに留意すること。

## 6. 備品の条件、仕様、安全性、及び保証等

- (1) 備品は、納品時においてすべて新品とし、傷、歪み等がないものであること。  
また、納品までの間に製品の廃盤や仕様変更があった場合には、発注者と協議すること。
- (2) 備品の色は、サンプル等を用いて、発注者と協議の上最終決定すること。

- (3) 受注者は、仕様及び製品が確認できる資料、並びにレイアウト図に製品情報を落とし込んだ資料を作成し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の『オフィス家具－製品安全基準のガイドライン』に基づいた安全性と保証を担保すること。なお、無償保証期間は引渡日を起点とする。

## 7. 現場条件

- (1) 備品の搬入及び設置の日程は、発注者と協議の上、決定するものとする。なお、他の備品搬入及び旧館からの引越し運搬等、他の業務と重複する可能性があるため、それらの受注業者と調整が必要となることに留意すること。
- (2) 備品の搬入及び設置の時間は、原則、9時から17時までとする。
- (3) 備品の搬入及び設置の際は、開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態とすること。ただし、発注者からの指示がある場合はこの限りではない。
- (4) 搬入車両の進入経路、重量、サイズ等については、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 備品の設置に取付具（アンカー、ボルト、転倒防止器具等を含む）が必要な場合はその施工をしなければならない。特に、高さ1,500mm以上の製品には適切な転倒防止策を施すものとし、その方法については、事前に発注者の承認を得ること。
- (6) 受注者は、備品に損傷が生じないようにするとともに、搬入時に施設又は他の什器備品等を損傷させた場合は、速やかに発注者に報告し、原状回復しなければならない。
- (7) 受注者は、備品の設置後、片付けと清掃を行うとともに、荷造用諸材料や不要となるものは全て持ち帰ること。
- (8) 作業中の災害、事故防止のため、現場代理人を配置するなど、受注者の責任において適切な対策を行うこと。

## 8. 検査

検査は、発注者が立ち合いのうえ履行期限までに行う。不備があった場合は、発注者の指示を受けるものとする。

## 9. 留意事項

- (1) イメージパースはあくまでも建物建設に係る予想図であるため、納入する備品は種類・数量ともイメージパースと一致する必要はないことに留意すること。
- (2) 参考図面はあくまでも設計段階の図面であり、施工において細部の変更が生じる可能性があることに留意すること。
- (3) 業務遂行にあたっては、関係法令を遵守し、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

- (4) 個人情報の取扱いについて、播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）及び関係法令を遵守すること。
- (5) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）及び関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の着手前に作業行程表を提示し、作業計画について事前協議すること。
- (7) 発注者から各種資料の提出指示があった場合、適切に対応すること。
- (8) 業務を遂行する上で本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、適宜連絡調整を行い、協議の上決定する。